

## ○島本町人権擁護に関する基本条例

昭和 60 年 3 月 20 日

条例第 1 号

基本的人権は侵すことのできない永久の権利である。

わたくしたちは、個人として尊重される権利を有する。だれもが人間の尊厳にふさわしい生活を望んでいる。しかしながら一方では、人権侵害があとを絶たず、その対策が強く求められている。わたくしたち一人ひとりが人権の侵害をわがこととして深く認識し、積極的に人権の擁護に努めなければならない。同時に、それは、すべての人々の不断の努力によって達成されることを改めて自覚するものである。人間尊重のまちづくりを通じ、豊かな社会の実現をめざすことは、わたくしたちの重大な責務である。この条例がその糧となり、人権擁護の取り組みの輪がさらに大きくひろがるよう、ここに新たな自覚と決意のもとに、この条例を制定する。

## (目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに人権の擁護及び差別の解消を目的とする各種法令の理念にのっとり、町における人権擁護の取り組みの基本となる事項を定め、もつて人権の擁護に資することを目的とする。

## (基本理念)

第 2 条 この条例に基づく取り組みは、すべての住民が個人として尊重され、日本国憲法の保障する自由及び権利を享受するとともに、多様性を認め合い、人権の侵害を受けることなく安心して暮らせる、豊かな社会の実現を旨として推進するものとする。

## (適用上の注意)

第 3 条 この条例は、第 1 条の目的を達成するためのものであって、これを濫用し、公共の福祉に反するようなことがあってはならない。

## (人権侵害行為の禁止)

第 4 条 何人も、家庭、学校、職場、地域、インターネット上その他の生活のあらゆる場において、不当な差別、虐待、いじめ、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の人権侵害となる行為（以下「人権侵害行為」という。）を行ってはならない。

## (町の基本施策)

第 5 条 町は、あらゆる行政施策を執行するうえにおいて、第 1 条の目的の達成に努めるとともに、次に掲げる基本施策を推進するものとする。

- (1) 人権意識の高揚、多様性の尊重及び人権侵害行為の防止に向けた啓発及び教育
- (2) 人権侵害行為に関する相談及び被害者の支援
- (3) 前各号に定めるもののほか、第 1 条の目的を達成するための施策

2 町は、前項各号に掲げる施策を効果的に推進するため、国、府その他の関係機関等との連携を図り、必要な推進体制の充実に努めるものとする。

(住民等の役割)

第6条 住民は、人権侵害行為に関し、誰もが被害者にも加害者にもなり得ることを認識し、人権に関する理解を深めるとともに、相互に人権を尊重するよう努めるものとする。

2 事業者は、人権に関する理解を深めるとともに、人権尊重の視点に立って事業活動を行うよう努めるものとする。

(補則)

第7条 人権を擁護するための施策及び措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。